

UBC 光 サービス約款

株式会社上野原ブロードバンドコミュニケーションズ

第 1 章（総則）

第 1 条【約款の適用】

株式会社上野原ブロードバンドコミュニケーションズ（以下「UBC」という。）は、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「事業法」という。）及びその他の法令の規定に基づき、この UBC 光サービス約款（以下「この約款」という。）を定め、この約款により、光コラボ事業者であるジャパンケーブルキャスト株式会社（以下「光コラボ事業者」という。）から再卸を受けた UBC が、東日本電信電話株式会社（以下「NTT 東」という。）の IP 通信網を用いて電気通信サービス（以下、「UBC 光」という。ただし、UBC がこの約款以外の利用約款を定め、それにより提供するものを除きます。）を提供します。ただし、別段の合意があるときは、その合意に基づく料金その他の提供条件によります。

2 UBC が提供する UBC 光以外のサービスについては、別に定めるサービス約款および規約等を適用するものとします。

3 UBC は、この約款に関する追加、削除、特約等の条件（以下「特約条件」といいます。）を別途定めることがあります。この場合、特約条件はこの約款の一部を構成するものとします。この約款と特約条件との間に齟齬が生じた場合、特約条件がこの約款に優先して適用されるものとします。

第 2 条【約款の変更】

UBC は、この約款を変更することがあります。このときには、UBC 光の提供条件は、変更後の約款によります。

2 UBC は、電子メールによる送信又は UBC ホームページへの掲載その他 UBC が適当であると判断する方法により、この約款の変更後の内容及び効力発生日を契約者に通知いたします。

第 3 条【用語の定義】

この約款では、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

| |
|---|
| 1.電気通信設備 電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備 |
| 2.電気通信サービス 電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること |
| 3.電気通信回線 電気通信事業者から電気通信サービスの提供を受けるために使用する電気通信回線 |
| 4.UBC 光取扱所 (1)UBC 光に関する業務を行う UBC の事業所 (2)UBC の委託により UBC 光に関する契約事務を行う者の事業所 |
| 5.契約 UBC から UBC 光の提供を受けるための契約 |

| | |
|-------------|---|
| 6.契約者 | UBC と契約を締結している者 |
| 7.契約者回線 | UBC との契約に基づいて設置される電気通信回線 |
| 8.端末設備 | 契約者回線の一端に接続される電気通信設備であって、一の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は同一の建物内であるもの |
| 9.端末接続装置 | 端末設備との間で電気通信信号の交換等の機能を有する電気通信設備 |
| 10.自営端末設備 | 契約者が設置する端末設備 |
| 11.自営電気通信設備 | 第1種電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの |
| 12.光コラボ事業者 | NTT 東より光アクセスサービス等の提供を受け、自社サービスと光アクセスサービス等を組み合わせて、お客様へサービスを提供する事業者 |
| 12.消費税相当額 | 消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額 |

第 2 章 (UBC 光の提供区域および内容)

第 4 条【UBC 光の提供区域】

UBC 光の提供区域は、UBC が別途指定するものとします。

第 5 条【UBC 光の内容】

UBC 光の対象となるサービスおよびタイプは次のとおりとします。

| サービス名 | タイプ名 | NTT 東の IP 通信網サービスの品目名 |
|-------|---------|--|
| UBC 光 | 戸建タイプ | フレッツ 光ネクスト/ファミリータイプ フレッツ 光ネクスト/ファミリー・ハイスピードタイプ フレッツ 光ネクスト/ギガファミリー・スマートタイプ フレッツ 光ネクスト/ファミリー・ギガラインタイプ |
| | 集合住宅タイプ | フレッツ 光ネクスト/マンションタイプ フレッツ 光ネクスト/マンション・ハイスピードタイプ フレッツ 光ネクスト/ギガマンション・スマートタイプ |

| | | |
|--|--|---------------------------|
| | | フレッツ 光ネクスト/マンション・ギガラインタイプ |
|--|--|---------------------------|

第6条【対象回線】

この約款の定めが適用される回線は、UBC 光サービスにおいて、UBC がこの約款で規定する方法に従って利用者が申し込みを行い、UBC がその申し込みを承諾した回線とします。

第3章(契約)

第7条【契約の単位】

UBC は、契約者回線 1 回線ごとに 1 の契約を締結します。このとき、契約者は 1 の契約につき 1 の個人または法人に限ります。

第8条【契約者回線の終端】

UBC は契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、端末接続装置を設置し、これを契約者回線の終端とします。

2 前項の設置に必要な工事は、UBC が光コラボ事業者経由で NTT 東に依頼し、NTT 東の指定する工事会社が行います。

第9条【契約の成立】

契約は、UBC 所定の申込書に必要な事項を記入・捺印した上で、UBC にこれを提出し、UBC がその申込書の内容を承諾した後に、申込者が UBC 光を利用することが可能となった時点で成立します。

2 申込者は、契約の成立について UBC 光の提供を受ける建造物が申込者の個人所有であるときを除き、地主・家主・その他の利害関係人があるときは、あらかじめ必要な承諾を得ておくものとし、このことに関して責任を負うものとします。なお、UBC は、このことに関して後日問題が生じたときがあっても、その責任を負わないものとします。

第10条【申込内容の承諾の拒否】

UBC は、申込者より申込書の提出があったときでも、次の各号のときには、承諾しないことができるものとします。

- (1)UBC 光を提供することが技術上著しく困難なとき
- (2)申込者が UBC 光の料金その他の UBC に対して負担する債務(この約款に規定する料金及び料金以外の債務を含むものとし、以下同じとします。)の支払を現に怠り、又は怠るおそれがあると認められると UBC が判断したとき
- (3)申込者が、申込書に記入した内容に虚偽・誤記・不備(名義、捺印、その他必要事項の相違・記入漏れ)が有るとき
- (4)申込者が、UBC の提供するサービスの著作権その他を侵害するおそれがあると認められるとき
- (5)UBC 光を含む UBC が提供するサービスの不正利用等により、過去に契約の解除をされていることが判明したとき
- (6)申込者が未成年者等であって、UBC 光の契約申し込み当たり法定代理人等の同意を得ていないとき。
- (7)UBC の業務遂行上、著しく支障が有るとき
- (8)その他、申込者が、この約款に違反するおそれがあると認められるとき

第 11 条【最低利用期間】

UBC 光には、UBC が定める最低利用期間があります。

2 最低利用期間は、契約開始月の翌月から 3 ヶ月間とします。

3 契約者が、前項の最低利用期間内に契約の解除(この約款に規定する契約の解除には解約も含むものとし、以下同様とします。)を行う際は、最低利用期間分の利用料金を UBC に対して支払う義務を負います。

第 12 条【転用】

NTT 東の IP 通信網サービスのうち、この約款の 5 条に定めるものは、UBC の定める条件のもとに、UBC 光に移行すること(以下、転用といいます)ができます。

2 UBC 光へ転用が完了した場合、転用前の NTT 東の IP 通信網サービスに復旧する事はできません。

3 UBC 光から NTT 東を含む他の事業者のサービスに転用することはできません。

4 転用に際し、転用を希望する申込者(以下、「転用申込者」といいます。)は NTT 東が指定する方法で、NTT 東に転用承諾を得るものとします。

5 NTT 東とその転用申込者との間に成立していた、既存のインターネットサービス契約の提供を受けるための契約(以下「既存契約」といいます。)は転用の実施をもって終了します。ただし、UBC 光が提供しないサービスについてはこの限りではありません。なお、かかる終了前に既存契約に基づくその転用申込者の回線設置に関わる工事に関する費用の分割支払いが完了していない場合は、その分割支払い金の残余の期間の債務を転用申込者に引き継ぐこととし、転用申込者はその分割支払い金を UBC が定めた方法で UBC に支払うこととします。

第 13 条【契約内容の変更】

契約者は、申込書への記入内容(住所・氏名・連絡先・口座等)を変更するときには、UBC 所定の方法により、すみやかに UBC に申し出るものとします。

2 契約者は、UBC 光の契約内容の変更を希望するときには、UBC 所定の方法により、事前に、UBC に申し出るものとします。

3 UBC は、UBC 光の契約内容を変更するときの契約の成立については、この約款の 9 条の規定によるものとします。また、UBC は、変更された申込書の内容に基づいて、すみやかに UBC 光を提供するものとします。

4 契約者は、UBC 光の契約内容を変更したとき、UBC に対して、この約款の別表の規定により、変更後の UBC 光の利用料金を支払うものとします。なお、変更後の利用料金は、変更した日の属する月の翌日より適応され、日割り計算による精算は致しません。

第 14 条【契約者回線の移転】

契約者は、この約款の 13 条 1 項の規定のうち、UBC 光提供地域内で、転居等、回線の終端の場所の移動(以下、移転といいます)を申込むことができます。

2 契約者は、移転をするにあたり、UBC および NTT 東が定める範囲内でサービス種類を変更することができます。

3 契約者回線の移転が 1 項および 2 項に定めた以外であったときは、契約内容に制限があるときがあります。

4 UBC は、1 項及び 2 項の請求があったときは、この約款の 9 条および 10 条の規定に準じて取り扱います。

5 契約者回線の移転に必要な工事は、UBC が光コラボ事業者経由で NTT 東に依頼し、NTT 東の指定する工事会社が行い

ます。

第 15 条【契約者回線の一時休止】

UBC は、契約者から請求があったときは、UBC 光の利用の一時休止(その契約者回線を一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)を行います。

2 前項の期間は最長1年とします。最長期間を経過しても、新たに一時休止の請求や再開の請求を行わないときには、その契約は解除されたものとします。

第 16 条【譲渡の禁止】

契約者は、契約に基づき発生する権利及び義務を、UBC の事前の書面による同意を得ずして第三者に貸与、譲渡、名義変更をすることができません。

第 17 条【契約者が行う契約の解除】

契約者は、契約を解除しようとするときは、UBC 指定の方法により UBC に通知していただきます。

2 契約の解除に必要な工事は、UBC が光コラボ事業者経由で NTT 東に依頼し、NTT 東の指定する工事会社を実施します。

3 契約の解除にあたり、発生する費用の一切について、契約者が負担するものとし、UBC は負担しません。また、撤去に伴い、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等の復旧を要するとき、その復旧費用を UBC は負担しません。

第 18 条【UBC が行う契約の解除】

UBC は、次のときには、その契約を解除することがあります。

(1)この約款の 29 条の規定により UBC 光の利用停止をされた契約者が、UBC が是正を催告したにもかかわらず、なおその事実を解消しないとき。

(2)電気通信回線の地中化等、UBC 又は契約者の責に帰すべからざる事由により UBC 光の提供に必要な電気通信設備の変更を余儀なくされ、かつ、代替構築が困難で UBC 光の継続ができないとき。

2 UBC は、前項の規定により、その契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。

3 UBC の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められる相当の理由があるときは、1 項の規定にかかわらず UBC 光の利用停止をしないでその契約を解除することがあります。

4 契約の解除に必要な工事および費用の規定は、17 条 2 項および 3 項に準じます。

第 4 章(付加機能)

第 19 条【付加機能の提供等】

UBC は、契約者から UBC 所定の方法により請求があったときは、この約款の別表の規定により付加機能を提供します。

2 前項の付加機能の提供が技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等 UBC の業務の遂行上支障があるときは、前項の付加機能を提供できないことがあります。

3 契約者から UBC 所定の方法により付加機能の解除の請求があったときは、UBC はこれに応じるものとします。

4 UBC は、利用回線(UBC が別に定める登録一般放送事業者が、NTT 東がその放送業者に提供する映像通信網サービスの第 1 種契約者回線の通信相手先として指定したものに限り、)1 回線ごとに 1 の UBC 光オプションテレビ伝送サービス契約を締結します。

第 6 章(料金等)

第 1 節(料金)

第 20 条【提供料金】

料金等の体系は次の通りとします。

- (1)初期費用
- (2)月額費用
- (3)にねん割
- (4)その他

2 前項各号所定の料金の具体的な金額は、この約款の別表に定める額を適用します。

第 21 条【提供料金の割引】

UBC 光には、定められた期間、継続して契約することで月額料金が減額されるサービス(以下「にねん割」といいます。)があります。

2 「にねん割」適用の申し出については、UBC 光の申込者または契約者の意思により選択出来るものとします。

3 「にねん割」により減額される料金、その他の条件は、別表の通りとします。

4 「にねん割」の契約期間には、一時休止又は利用の停止があった期間を含むものとします。

5 「にねん割」の契約期間は、適用が開始された日から 24 カ月後の日を含む月(以下、「契約満了月」といいます)の末日までとします。なお、適用開始日は UBC の定めによることとし、UBC が定める方法で契約者に通知します。

6 契約者から「にねん割」廃止の申し出がない場合は、契約期間を延長し、以下、自動的に更新されるものとします。

7 「にねん割」契約者が、契約満了月およびその前の月以外で「にねん割」を廃止する場合、別表に定める契約解除金の支払いを要します

第 2 節(料金の支払義務)

第 22 条【利用料等の支払義務】

契約者は、その契約に基づいて UBC が UBC 光の提供を開始した日(付加機能の提供については、その提供を開始した日)から起算して、契約の解除があった日(付加機能の廃止については、その廃止があった日)までの期間(提供を開始した日の属する月と解除又は廃止があった日の属する月が同一の月であるときは 1 か月間とします。)について、UBC が提供する UBC 光の態様に応じて料金表に規定する利用料又は使用料(以下「利用料等」といいます。以下この条において同じとします。)の支払を要します。

2 前項の期間において、契約者回線の一時休止等により UBC 光の利用ができない状態が生じたときの利用料等の支払は、次によります。

- (1) 契約者回線の一時休止をしたときは、契約者は、その期間中の利用料等の支払を要します。

(2) 利用の停止があったときは、契約者は、その期間中の利用料等の支払を要します。

(3) 前 2 号の規定によるほか、契約者は、次の表に掲げるときを除き、UBC 光を利用できなかった期間中の利用料等の支払を要します。

| 区別 | 支払を要しない料金 |
|---|--|
| ア) 契約者の責めによらない理由により、その UBC 光を全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい障害が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となるときを含みます。)が生じたとき(次号に該当するときは除きます。)に、そのことを UBC が認知した時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したとき。 | そのことを UBC が認知した時刻以後の利用できなかった時間(24 時間の倍数である部分に限ります。)について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその UBC 光についての利用料等(その料金が料金表の規定により利用の都度発生するものを除きます。) |
| イ) UBC の故意又は重大な過失によりその UBC 光を全く利用できない状態が生じたとき。 | そのことを UBC が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するその UBC 光についての利用料等。 |

3 UBC は、支払を要しないこととされた利用料等が既に支払われているときは、その料金を返還します。

第 23 条【手続に関する料金等の支払義務】

契約者は、この約款に規定する手続の請求を行い UBC がこれを承諾したときは、手続に関する料金の支払を要します。ただし、その手続の着手前にその契約の解除又は請求の取消しがあったときは、この限りではありません。このとき、既にその料金が支払われているときは、UBC は、その料金を返還します。

第 24 条【工事に関する費用の支払義務】

契約者は、この約款に規定する手続の請求を行い UBC がこれを承諾したときは、工事に関する費用の支払を要します。ただし、工事の着手前にその契約の解除又は請求の取消し(以下この条において「解除等」といいます。)があったときは、この限りではありません。このとき、既にその料金が支払われているときは、UBC は、その料金を返還します。

2 工事の着手後完了前に解除等があったときは、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、UBC が別に算定した額を負担していただきます。このときにおいて、負担を要する費用の額は、別に算定した額に消費税相当額を加算した額とします。

第 25 条【期限の利益の喪失】

この約款の 18 条および 29 条の規定に従い、利用の停止または契約の解除が適用された場合、該当する契約者は、UBC に対する一切の債務について期限の利益を失い、かかる停止または解除の日までに発生した UBC 光に関連する UBC に対する債務の全額を、UBC の指定する方法で一括して支払うものとします。

第 3 節 割増金及び延滞利息

第 26 条【割増金】

契約者は、料金の支払を不法に免れたときは、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、UBC が別に定める方法により支払っていただきます。

第 27 条【延滞加算金】

契約者は、本件料金その他の債務(延滞加算金を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払がないときには、UBC 規定による延滞金が、翌月の利用料に加算されます。ただし、支払期日の翌日から起算して 10 日以内に支払があったときは、この限りではありません。

第 7 章(利用の停止と制限)

第 28 条【利用の停止】

UBC は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6 カ月以内で UBC が定める期間(その UBC 光の料金その他の債務を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間)、その UBC 光の利用を停止することがあります。

(1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき(支払期日を経過した後、UBC が指定する料金収納事務を行う事業所以外において支払われたときであって、UBC がその支払の事実を確認できないときを含みます。)

(2) 契約の申込みに当たって、UBC 所定の書面に事実と反する記載を行ったこと等が判明したとき。

(3) この約款の 38 条の規定に違反したとき。

(4) 事業法又は事業法施行規則に違反して契約者回線に自営端末設備、自営電気通信設備、他社回線又は UBC の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。

(5) 事業法又は事業法施行規則に違反して UBC の検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備について電気通信設備との接続を廃止しないとき。

(6) 前各号のほか、この約款に違反する行為、UBC 光に関する UBC の業務の遂行若しくは UBC 光の提供に必要な電気通信設備のいずれかに著しい支障を与え又は与えるおそれのある行為を行ったとき。

2 UBC は、前項の規定により、UBC 光の利用停止をするときは、電子メールによる通知又は UBC が適当であると判断する方法により、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。なお、契約者の都合によりその通知が契約者に到達しないとき、何ら契約者への通知なしに利用停止することができるものとします。

第 29 条【利用の制限】

UBC は、天災、事変その他の非常事態が発生または発生するおそれがあるとき、災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信、および公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信であって、事業法施行規則第 55 条および第 56 条で定めるものを優先的に取り扱うため、UBC 光の一部または全てを、制限することがあります。

2 UBC は、次の各号のとき、UBC 光の一部または全てを、制限することがあります。

UBC 光の提供に必要な電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき

天災、事変、非常事態、停電等の不可抗力の発生または発生する恐れのあるとき

UBC の電気通信設備に障害が生じたとき

他の電気通信事業者の電気通信サービスに障害が生じ、UBC 光の提供が困難になったとき

通信が輻輳し、加入者の快適な通信が阻害される等、UBC 光に著しい支障を与えもしくは与えるおそれがあると UBC が判断したとき

著しく大量の転送量を伴う通信を行う等、他の加入者の快適な通信が阻害されるおそれのあるとき

法令上の制限

3 UBC は、前項の規定により UBC 光の利用を制限するとき、緊急やむを得ないときを除き、UBC が適当であると判断する方法により、事前に契約者に通知します。

4 通信が輻輳したときまたは情報量が事前に設定された記憶装置の記憶容量を超えたときは、その情報は失われることがあります。

5 本条に基づく利用の制限により契約者に損害が生じたときでも、UBC は一切責任を負いません。

第 8 章(保守)

第 30 条【UBC の維持責任】

UBC は、UBC の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則(昭和 60 年郵政省令第 30 号)に適合するよう維持します。

第 31 条【契約者の維持責任】

契約者は、自営端末接備又は自営電気通信設備を、技術基準に適合するよう維持していただきます。

第 32 条【設備の修理又は復旧】

UBC は、UBC 光を提供するのに必要な電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、全部を修理し、又は復旧することができないときは、事業法施行規則に規定された公共の利益のため緊急に行うことを要する通信を優先的に取り扱うため、UBC 又は NTT 東が別に定める順序でその電気通信設備を修理又は復旧します。

第 33 条【契約者の切分け責任】

契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備(UBC が別に定めるところにより UBC と保守契約を締結している自営端末設備又は自営電気通信設備を除きます。以下この条において同じとします。)が契約者回線に接続されている場合において、契約者回線が正常に移動しなくなったときは、当該自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認の上、UBC に契約者回線その他電気通信設備の修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、契約者から要請があった場合には、UBC 又は UBC が指定する者が、UBC が別に定める方法により試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。

3 UBC は、前項の試験により契約者回線その他電気通信設備に故障がないと判定した結果を契約者にお知らせした後に、契約者の請求により UBC が係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額を負担していただきます。

第 9 章(損害賠償)

第 34 条【責任の制限】

UBC は、UBC 光を提供すべき場合において、UBC の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その UBC 光が全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。)にあることを UBC が認知した時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、UBC は、UBC 光が全く利用できない状態にあることを UBC が認知した時刻以後のその状態が連続した時間(24 時間の倍数である部分に限ります。)について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその UBC 光の利用料等の料金額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

3.UBC の故意又は重大な過失により UBC 光の提供をしなかったときは、前 2 項の規程は適用しません。

第 35 条【免責】

UBC は、契約者が UBC 光の利用に関して損害を被った場合、前条の規定によるほかは、何らの責任も負いません。

2 UBC は、UBC 光の提供に必要な電気通信設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それが UBC の故意又は重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しません。

3 UBC は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更(以下この条において「改造等」といいます。)を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。ただし、技術的条件(事業法の規定に基づき UBC が定める UBC 光に係る端末設備等の接続の技術的条件をいいます。)の設定又は変更により、現に契約者回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、UBC は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

第 10 章(雑則)

第 36 条【承諾の限界】

UBC は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき若しくは保守することが著しく困難であるとき又は料金その他債務の支払を現に怠り若しくは怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき等 UBC の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。ただし、この約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

第 37 条【利用に係る契約者の義務】

UBC は、UBC 光の提供に必要な電気通信設備の設置のため、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等は無償で使用できるものとします。この場合、地主、家主その他の利害関係人があるときは、当該契約者は予め必要な承諾を得ておくものとし、これに関する責任は契約者が負うものとします。

2 契約者は、UBC 又は UBC の指定する者が、UBC 光の提供に必要な電気通信設備の設置、調整、検査、修理等を行うため、契約者が所有又は占有する土地、建物その他の工作物等への立ち入りを求めた場合は、これに承諾するものとします。この場合、地主、家主その他の利害関係人があるときは、当該契約者は予め必要な承諾を得ておくものとし、これに関する責任

は契約者が負うものとします。

3 契約者は、UBC 光の提供に必要な電気通信設備を移動し、取り外し、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこととします。ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のために必要があるときは、この限りではありません。

4 契約者は、故意に契約者回線を保留にしたまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこととします。

5 契約者は、UBC が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、UBC 光の提供に必要な電気通信設備に他の機械、付加部品等を取り付けないこととします。

6 契約者は、UBC 光の提供に必要な電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管することとします。

7 契約者は4項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、UBC が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

8 契約者は、UBC が提供する UBC 光を利用するにあたり、第三者(UBC を含むものとし、以下本項において同様とします。)の知的財産権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、又は法令に反する、又はそれらのおそれのある態様で UBC 光を利用すること(以下の各号に例示する行為を含みます)を厳に禁止します。

(1) 知的財産の侵害、他人の財産・プライバシー・肖像権の侵害、誹謗中傷行為、犯罪行為もしくは犯罪行為の誘発・扇動行為。

(2) わいせつ・児童ポルノ・児童虐待にあたる画像もしくは文章の送信・掲載

(3) 無限連鎖講の開設もしくは勧誘

(4) 情報の改ざん・消去、なりすまし行為

(5) 有害なプログラム等の送信もしくは受信可能な状態での放置

(6) 同意なしの不特定多数への商業的宣伝・勧誘メール・嫌悪感を抱く恐れのあるメールの送信

(7) 公序良俗に反する情報を第三者に提供する行為

(8) 事実に反する、又はそのおそれのある情報を提供する行為

(9) ストーカー行為等の規制等に関する法律に違反する行為

(10) 選挙の事前運動等公職選挙法に違反する行為

(11) 本人の同意を得ることなく、又は不当な手段により第三者の個人情報又は未公開情報を取得する行為

(12) UBC の承諾なしに UBC 光を第三者に提供する行為

(13) UBC が提供するインターネットサービスの運営を妨げ、又はその信用をき損する行為

(14) その他 UBC が不適切であると判断する行為

第 38 条【技術的事項及び技術資料の閲覧】

UBC 光における基本的な技術的事項は、UBC が別に定めるところによります。

第 39 条【閲覧】

この約款において、UBC が別に定めることとしている事項については、UBC は閲覧に供します。

第 40 条【個人情報の取扱い】

UBC は、個人情報の取扱いについて別に定める「個人情報保護の取扱いについて」に則り、厳正に取扱うものとします。

第 41 条【個人情報の第三者への開示等】

申込者又は契約者は、この約款 40 条に加え、次の場合についての個人情報の取扱いを合意いたします。

ア) UBC が、申込者又は契約者から提供を受けた、氏名、住所等 UBC がサービスを提供するために必要な情報の光コラボ事業者及び NTT 東への提供。

イ) NTT 東が定める、協定事業者、特定事業者、又は携帯・自動車電話事業者から請求があった場合における、光コラボ事業者又は NTT 東が、その協定事業者、特定事業者、又は携帯・自動車電話事業者への、利用者の氏名、住所及び通信履歴等の情報の開示。

ウ) 光コラボ事業者又は NTT 東の委託により IP 通信網サービスに関する業務を行う事業者への通信履歴等利用者に関する情報の開示。

エ) 利用者が、契約者回線等から、NTT 東が別に定める付加機能を利用する接続契約者回線等への通信を行った場合における、光コラボ事業者又は NTT 東が、その付加機能を利用するものが指定するメールアドレスへの、通信があった日時、その通信に係る発信電話番号等、通信の着信に係る契約者回線番号、録音されたメッセージその他料金表に定める内容の電子メールによる開示。

オ) 利用者が利用回線から電気通信番号規則第 11 条に規定する緊急通報に関する電気通信番号をダイヤルして通信を行う場合における、光コラボ事業者又は NTT 東がその着信先の機関への UBC 又は UBC が提供するサービスの利用者の契約者回線番号、氏名又は名称及び利用回線に係る終端の場所の開示。

カ) 判決、決定、命令その他の司法上又は行政上の要請、要求又は命令によりその情報の開示が要求された場合における、その請求元機関への開示。

第 42 条【国内法への準拠】

この約款は、日本国国内法に準拠するものとし、契約により生じる一切の紛争等については甲府地方裁判所都留支部を管轄裁判所とします。

付則

平成 27 年 12 月 14 日より施行します。

平成 28 年 5 月 16 日一部改訂